

## 鳥取市議会建設水道委員会会議録

会議年月日	令和8年2月25日（水曜日）		
開 会	午前9時59分	閉 会	午後2時59分
場 所	市役所本庁舎6階 6-7, 6-8会議室		
出席委員 (7名)	委員 長 加藤 茂樹 副委員 長 谷口 明子 委 員 足立 考史 秋山 智博 太田 縁 吉田 博幸 寺坂 寛夫		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	局長補佐兼庶務係長 毛利 元 議事係主任 岡崎 圭涼		
出席説明員	<p><b>【水道局】</b></p> 水道事業管理者 武田 行雄 副 局 長 川戸 敏幸 次長兼総務課長 渡辺 寛存 次長兼給水維持課長 中村 賢司 総務課課長補佐 長石 和久 総務課総務係長 山本 信二 総務課主幹 竹田 美智子 経営企画課長 青木 達矢 経営企画課課長補佐 横原 慎吾 経営企画課広報係長 河上 貴志 資産管理課長 太田 憲男 資産管理課課長補佐 石原 崇央 料金課長 楮原 昌宏 料金課課長補佐 佐々木 基 給水維持課課長補佐 桑村 紀幸 工務課長 谷口 洋一 工務課課長補佐 余悟 純生 浄水課長兼水質検査室長 大島 徳明 浄水課課長補佐 谷口 吉朗 南地域水道事務所長 木本 裕治 南地域水道事務所所長補佐 川口 英司 西地域水道事務所長 末石 匡昭 西地域水道事務所所長補佐 尾崎 信二 <p><b>【下水道部】</b></p> 下水道部長 坂本 宏仁 次長兼下水道経営課長 戸田 昭弘 次長兼下水道建設課長 山口 真二 下水道企画課長 守山 信敏 下水道企画課財務係長 尾崎 仁恵 下水道企画課企画係長 田中 聡大 下水道企画課下水道管理室長 増田 泰則 下水道企画課下水道管理室主査 田中 宏典 下水道経営課課長補佐 太田 順二 下水道経営課普及係長 中澤 崇 下水道建設課課長補佐 岸本 直章 下水道建設課主査 黒井 広成 下水道建設課主査 萩 義紀 <p><b>【都市整備部】</b></p> 都市整備部長 山根 陽一 次長兼都市企画課長 河田 耕一 都市企画課課長補佐 岩崎 勝紀 交通政策課長 宮谷 卓志 交通政策課課長補佐 森本 英幸 まちなか未来創造課課長補佐 河上 大輔 次長兼河川公園課長 徳田 剛 河川公園課課長補佐 林 克行 河川公園課主査 藤木 保州 河川公園課主査 西垣 真志 次長兼道路課長 田村 温 道路課課長補佐 田中 裕史 次長兼建築指導課長 森田 健 建築指導課参事 米原 和昭		

	建築指導課参事 山崎 修 建築住宅課長 宮部 将 建築住宅課課長補佐 竹森 潤一郎 鳥取西地域工事事務所長 新田 洋介	建築指導課課長補佐 小林 雄二 建築住宅課課長補佐 岡田 久司 鳥取南地域工事事務所長 田中 和人
傍 聴 者	1 人	
会議に付した事件	別紙のとおり	

午前9時59分 開会

## 【水道局】

- ◆加藤茂樹委員長 皆様、おはようございます。少し早いようではありますが、皆様おそろいの方ですので、ただいまから建設水道委員会を開会いたします。本日の日程でございますが、水道局の先議分議案について、説明、質疑、討論、採決まで行い、先議分議案以外の説明を受けた後、令和8年度当初予算の説明を受けたいと思います。その後、下水道部、都市整備部と進めてまいります。よろしくお願いいたします。

なお、令和8年度当初予算につきましては、予算審査特別委員会での審査となっておりますので、委員長の宣告により、配付のレジュメのとおり、建設水道委員会と予算審査特別委員会建設水道分科会の切替えを行いますので、御承知ください。

それでは、水道局の議案審査を始めます。水道局の議案は、先議分とそれ以外のものがありますので、分けて進行いたします。

初めに、水道事業管理者に挨拶をいただいた後、審査に入りたいと思います。武田管理者。

- 武田行雄水道事業管理者 おはようございます。ただいま、加藤委員長のほうから御案内がありましたように、本日、水道局の議案は、先議分が2月補正予算1件、それから、先議分以外で、工業用水の条例改正、一部改正でございますので、これが1件、そして、その後、令和8年度の水道事業の当初予算、また、工業用水道事業の当初予算、これらの説明を併せて行いたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

- ◆加藤茂樹委員長 ありがとうございます。

審査に入ります前に、この場の皆様に、一言申し上げます。まず、発言を行う際には、執行部の皆さんは、発言前に必ず所属・氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。

また、質疑及び答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

## 議案第35号令和7年度鳥取市水道事業会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

- ◆加藤茂樹委員長 それでは、先議分、議案第35号令和7年度鳥取市水道事業会計補正予算を説明ください。渡辺次長。

- 渡辺寛存次長兼総務課長 次長兼総務課長の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

議案第35号令和7年度鳥取市水道事業会計補正予算（第3号）につきまして説明をさせていただきます。まず、資料1ページです。令和7年度2月補正予算についてとしまして、補正予算の概要を載せております。補正予算の概要の表を御覧ください。

公営企業会計方式によって経理されます水道事業会計の2つの区分、1つが上3行の収益的収支、年間の営業活動であります水道事業の運営や施設の管理に関わる収支となります。もう一つの区分が下3行の資本的収支、水道施設の新設や施設改良といった設備投資に関わる収支となります。

まず、表の上3行、収益的収支です。1行目、収益的収入の補正予定額は、2,080万円の減額です。備考欄に主な内容を記載しております。原因者工事（仮設・撤去）における配水管移設等負担金の減などによるものです。

その下の行です。収益的支出の補正予定額は5,146万8,000円の減額です。備考欄で、水道施設・設備の維持管理費、原因者工事における仮設・撤去費の減などによるものです。この原因者工事ではありますが、鳥取県や市長部局など、原因者からの依頼による水道管の移設工事等の工事を行うことでもあります。この原因者工事で、当初予定していました水道管の仮設や撤去に係る費用が不用になったことや、工事件数や工事費が減少したことにより、支出が減少しております。また、先ほど、収益的収入の備考欄で、配水管移設等負担金の減と申し上げましたが、工事件数や工事費が減少したことに伴い、原因者が負担する配水管等負担金の収入も減少することとなります。

差引き、収益的収支の差引きです。左から、既決予定額5,736万円、補正予定額3,066万8,000円の増となり、補正後には8,802万8,000円の純利益、黒字を見込んでおります。

一方の表の下3行の資本的収支につきまして、まず、資本的収入の補正予定額は、1億6,893万5,000円の増額を計上しております。備考欄です。配水施設整備事業（基幹管路耐震化）及び震災時応急給水拠点整備事業における企業債・国庫補助金、市長部局からの出資金の増などによるものでございます。

その下の行です。資本的支出は、2億1,175万2,000円の増額を計上しております。備考欄、配水施設整備事業（基幹管路耐震化）及び震災時応急給水拠点整備事業における工事費の増などによるものでございます。

資本的収支の差引きです。既決予定額、マイナス2億9,144万5,000円、右の列に移りまして、補正予定額4,281万7,000円の減額、その右の列で計、マイナス22億3,426万2,000円が、資本的収支の補正後の差引き不足額となります。この不足額につきましては、備考欄に書いてございますように、過年度分損益勘定留保資金などで補填することとしております。

表の一番下、財政規模になります。補正後におきましての財政規模は、補正予定額の1億6,028万4,000円が増加しまして、89億4,806万6,000円となります。以上が補正予算の概要でございます。

続きまして、収益的支出、資本的支出の補正、それぞれにつきまして、主な補正内容を説明いたします。まずは、収益的支出の補正でございます。3つの項目を上げております。まず、1の水道施設の、水道施設・設備の維持管理費等は、3,867万9,000円の減額補正としており

ます。主な内容としましては、水道施設・設備の維持管理費の増、その下の項目、動力費（高圧・低圧電気料金）の減、これは、国の電気料金の補助制度の実施によりまして、当初予算の見込みよりも、水道施設に係る電気料金の支出が少なくなったことによるものでございます。

また、上から4項目め、公道漏水修理費（配水管・給水管）の増、用瀬地域などで漏水が多発しまして、それらの修理費を増額するものでございます。そして、その下、5項目め、量水器、これは水道メーターでございます。水道メーター検定満期取替え業務の減、これは、入札執行による減額となっております。

次に、2、原因者工事等は、786万2,000円の減額補正としております。これは、原因者工事等における水道管の仮設・撤去費の減としております。当初、水道管の仮設を予定していた箇所におきまして、仮設の必要がなくなり、仮設撤去費が不用になったことによるものでございます。

次に、3、その他といたしまして、1行目、1項目め、児童手当の増、職員が養育する児童手当支給対象となる子の人数が増えたことによるものでございます。2項目め、広報宣伝費の減、水道局だよりは、年3回発行しております。臨時的な発行を想定しまして、4回分の作成費用を計上しておりました。7年度は3回発行を行いましたので、発行しなかった、残り1回分の減額を行うとともに、入札執行による水道局だより作成費用の減額を行うものでございます。

3、その他の項目といたしまして、合計で492万7,000円の減額としております。

以上、収益的支出の補正、1～3まで、それぞれの金額を合計いたしますと、マイナス5,146万8,000円となり、上の表の補正予定額として記載しているものでございます。以上が収益的収支関係の内容となります。

続いて、2ページを御覧ください。ここからは、資本的支出（建設改良事業）の補正について説明をいたします。2ページ上段、1配水施設整備事業から、3ページの5営業設備費まで、大きく5つに分けて、それぞれ説明をいたします。

なお、資本的支出の補正理由といたしまして、2点記載しております。1点目は、国の補正に伴う事業費前倒しによる補正、2点目は、入札執行等に伴う減額が主な要因となっております。それぞれの事業の表には、左側に補正の項目と補正額を、その右側に財源内訳を記載しております。

まず、1配水施設整備事業でございます。この事業は、送・配水に係る施設や管路の新設及び増設改良を行う事業となります。1億470万円の増額補正としております。内訳としまして、表上段から、委託料、工事請負費となっております。委託料は、河原地域、河原地域施設統廃合に係る費用の減額などによりまして、2,086万7,000円の減額補正。工事請負費は、国の7年度補正予算を受け、国の補助制度を活用しまして、8年度に予定していました基幹管路耐震化に係る事業を前倒しして実施するほか、2項目めにあります、当初予算で計上していました基幹管路耐震化に係る事業費の増額。3項目め、配水管網整備に係る事業費の減額によりまして、工事請負費の合計で、1億2,556万7,000円の増額補正としております。

ここで、前倒しで実施します、基幹管路耐震化に係る事業につきまして、図面を添付してお

ります。4ページの図面①を御覧ください。前倒しして工事を実施いたします箇所は、古海地内、大正小学校近隣の赤色の線で示した箇所となります。基幹管路であります徳尾系送水管の耐震化を目的としまして実施する工事で、布設する送水管は、口径600ミリメートルの大口径の管で、3件の工事を発注することとしております。

ページ戻りまして、2ページにお戻りください。ページ下段の2地域水道整備事業、旧簡易水道地域の施設整備を行う事業となります。1,730万9,000円の減額補正としております。内訳としましては、表上段から、委託料、工事請負費、用地費はそれぞれ減額、表の一番下、負担金は増額となっております。委託料の減額につきましては、入札執行による減額でありますし、工事請負費の減額につきましては、事業費の決算見込みによる減額、用地費の減額につきましては、用地取得に係る費用の不用額を減額するものでございます。表の一番下、負担金の増額につきましては、湖南地区の水道施設に係る通信設備整備に伴い、通信インフラに光回線を利用するため、ケーブル会社への負担金の支出が必要となったことから、増額補正を行うものでございます。

続いて、3ページを御覧ください。3配水管等改良事業です。この事業は、震災対策整備事業や原因者工事などを行う事業となります。1億8,596万9,000円の増額補正としております。内訳としましては、委託料は385万2,000円の減額、入札執行による減額でございます。工事請負費は1億8,982万1,000円の増額、内訳としまして、1項目め、震災対策整備事業（震災時応急給水拠点整備）で、1億764万9,000円の増額、これは、先ほどの配水施設整備事業の中でも説明しました、国の7年度補正予算を受けまして、国の補助制度を活用して、8年度に予定していた事業を前倒しして実施するほか、2項目めにあります、当初予算で計上していた震災時応急給水拠点整備事業に係る事業費の増額、3項目めの老朽管更新に係る事業費の増額としております。また、工事請負費の一番下の行、原因者工事等で、6,513万6,000円の増、これは、原因者工事におけます本設工事費の増額と、用瀬地域内などで配水管の漏水が多発したことから、老朽化した配水管の更新工事を追加して実施したことによる増額となっております。

ここで、前倒しして実施します震災時応急給水拠点整備に係る事業につきまして、図面を添付しております。5ページ、図面②を御覧ください。前倒しして実施します箇所は、2か所ございます。1か所目は、上段の図面、桜ヶ丘地内、桜ヶ丘中学校近隣の赤色の線で示した箇所となります。桜ヶ丘中学校は、既に応急給水拠点として整備は完了しており、これは、面影配水池から国府地域へ向かう応急給水管路を整備する工事で、2件の工事を発注することとしております。

そして、2か所目は、ページ下段の図面、国府町宮下地内、国府町総合支所近隣の赤色の線で示した箇所となります。上段の図面で説明しました、面影配水池から国府地域に伸びます応急給水管路を利用しまして、国府町総合支所と鳥取県立盲学校を応急給水拠点とするため、国府町宮下地内で、応急給水管路を整備する工事を行うものでございます。2件の工事を発注することとしております。

ページ戻りまして、3ページにお戻りください。ページ中段の4諸施設整備事業は、水道施

設の電気・計装・機械設備などの更新や保全を行う事業となります。5,457万4,000円の減額補正としております。内訳としましては、表上段から、委託料、工事請負費ともに減額、入札執行などによる減額が主な内容となっております。

最後になります。5の営業設備費です。703万4,000円の減額補正としております。内訳としましては、器具購入費では、量水器、水道メーターの購入費の増、そして、水質検査機器やパソコンなどの庁内LANネットワーク機器等、これらの購入費の減になります。また、車両購入費では、公用車、軽貨物自動車3台の購入費が減となったことによるものでございます。器具購入費と車両購入費の減額につきましては、入札執行による減額が主な要因となっております。

以上、資本的支出（建設改良事業）の補正、1配水施設整備事業から5営業設備費まで、それぞれの補正額を合計いたしますと、1ページに示しました、補正予定額2億1,175万2,000円となります。以上が、資本的収支の関係となります。

続きまして、7ページを御覧ください。7ページからは、令和7年度鳥取市水道事業会計補正予算（第3号）説明書となります。8ページ～11ページに、先ほど説明をいたしました補正内容の詳細を記載しております。8ページ～9ページは収益的収支、10ページ～11ページは資本的収支となります。

8ページを御覧ください。収益的収支の詳細な内訳となります。表左端の列から勘定科目の順に、款、項、目、節としており、補正内容につきまして、節ごとに記載した表となります。表の右側の欄には、補正内容の説明を記載、記述しております。8ページ上段の表は収益的収入、その下の表は収益的支出になります。

10ページを御覧ください。10ページからは、10ページ、11ページは、資本的収支となります。10ページの上段は資本的収入、その下は資本的支出になります。先ほど、2ページ、3ページで、資本的支出（建設改良事業）の補正といたしまして、大きく5つに区分いたしまして、事業ごとに補正内容を説明させていただきましたが、こちらの表も、勘定科目の節ごとに、補正内容を記載しているものでございます。

11ページを御覧ください。上の表は、資本的支出の続きの表になりまして、その一番下の行になります。収支差引き不足額です。この不足額につきましては、一番下の表に、補填財源説明として記載しております。内部留保資金であります上の2行、過年度分と当年度分の損益勘定留保資金、そして3行目、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で、不足額を補填いたします。

以上で、議案第35号令和7年度鳥取市水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言ください。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 討論なしと認め、討論を終結をします。

これより、議案第 35 号令和 7 年度鳥取市水道事業会計補正予算を採決をします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆加藤茂樹委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 56 号鳥取市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正について  
（説明）

◆加藤茂樹委員長 続きまして、先議分以外の議案に入ります。議案第 56 号鳥取市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを説明ください。青木課長。

○青木達矢経営企画課長 経営企画課長の青木です。よろしくお願いいたします。では、議案第 56 号鳥取市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、これは、付議案の 77 ページにございますが、本日は、お手元の説明資料に沿って、簡潔に説明させていただきます。

まず、説明資料の 1 ページです。1 の条例改正の目的です。本市の工業用水道事業は、青谷駅南工業団地を給水区域としていまして、令和 8 年 1 月現在の供給先の企業は 1 者となります。工業用水道事業につきましては、青谷駅南工業団地における水需要の増加が今後も見込めないことや、老朽化した施設の更新に多大な費用を要することから、令和 12 年をもって事業を廃止しまして、令和 13 年度以降は、上水道事業で給水を行うという方針を、令和 2 年に出したところがございます。また、工業用水道の水源であります勝部川の水利権の更新のタイミングが今年度末に迎えます、河川管理者である鳥取県との協議で、青谷駅南工業団地における将来の水需要に合わせた取水の見直し、水利権の更新を行うということとしております。これら経営状況、経営環境を理由としまして、現在の水需要に合わせて、工業用水道事業の基本計画を見直すことを条例改正の目的としております。

2 の改正の内容としまして、1 日最大給水量を、現行の 5,800 立方メートルから、800 立方メートルに変更をいたします。

3 の施行期日です。この条例は、公布の日から施行としております。資料の 2 ページは、条例の新旧対照表です。後ほど御確認をお願いいたします。

次に、資料の 3 ページです。施設の全体図です。施設概要を簡単に説明します。本市の工業用水道事業は、青谷町の勝部川の不要流水と水道事業の余剰水を水源としております。地図左下に 2 つの写真を載せていますが、①の取水施設は、勝部川の河川区域内にあります取水塔、また、②の取水施設は、動力制御室となります。勝部川から取水した水を、地図上では取水施設のすぐ右にありますが、③の浄水施設に送りまして、ここで、ろ過を行います。④の配水施設、隣の写真で見ていただくと、右に建屋が見えますが、その下に配水池がありまして、そこに、一旦工業用水道をためて、県道上に赤色で示した配水管を通じて、地図右上の青谷駅南工業団地内にある、水色で囲んでいます企業に給水をしております。説明しました各施設は、老

朽化が進んでおりまして、機器のメンテナンスや修繕に苦慮しているという現状でございます。説明は簡単ですが、以上となります。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですね。説明、以上で、建設水道委員会を一旦終了し、予算審査特別委員会建設水道分科会を開会します。

予算審査特別委員会建設水道分科会切替え午前10時23分 休憩

建設水道委員会午前10時48分 再開

### 【下水道部】

◆加藤茂樹委員長 それでは、建設水道委員会を再開いたします。

初めに、下水道部長に挨拶をいただいた後、先議分議案の審査に入ります。坂本部長。

○坂本宏仁下水道部長 おはようございます。下水道部の坂本です。本日は、まず、決算見込みによる事業精算といたしまして、令和7年度の一般会計と下水道等事業会計の補正予算のほうを説明させていただきます。それについては先議分ですので、御審議いただくということになっておりまして、その次に、集落排水施設の統廃合に伴いまして、設置区域の変更が必要になりましたので、関連する条例の一部改正についての提案をさせていただきます。

その後、委任専決事項に定められております、法律のほうが改正になったことに伴う引用条文の改正ということで、1月20日にですね、下水道等事業の設置等に関する条例の一部改正を専決処分させていただきましたので、それについての御報告をさせていただきます。

それが終わりましたら、予算審査特別委員会のほうに移行しまして、令和8年度の一般会計と下水道等事業会計について御説明をさせていただきます。簡潔な説明に努めますので、どうぞよろしく願いいたします。

◆加藤茂樹委員長 ありがとうございます。

審査に入ります前に、この場の皆様一言申し上げます。まず、発言を行う際には、執行部の皆さんは、発言前に必ず所属と氏名を述べから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑及び答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いします。

### 議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆加藤茂樹委員長 それでは、先議分、議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を説明ください。戸田次長。

○戸田昭弘次長兼下水道経営課長 下水道経営課、戸田です。それでは、令和7年度一般会計2月補正予算の下水道部所管部分について御説明をいたします。説明は、お手元にお配りしておりますA4横長の資料で、建設水道委員会説明資料にて行います。歳出の主なものを、順次、

担当課ごとに説明させていただきます。

それでは、2ページを御覧ください。款衛生費、項保健衛生費、目公害対策費の合併処理浄化槽設置費補助金です。予算書は108、109ページ、所属別事業一覧は50ページのナンバー489となります。補正額は42万7,000円の減、補正後の額は331万2,000円となります。財源は、国・県支出金33万5,000円の減、内訳は、国、8万2,000円の増、県、41万7,000円の減です。一般財源は9万2,000円の減となります。この事業は、公共下水道、集落排水といった、下水道整備が見込まれない地域におきまして、合併処理浄化槽を新規に設置する方に対しては、設置費の一部を、国が3分の1、市が3分の2補助をいたしまして、また、単独浄化槽やくみ取便所から切り替える方に対しましては、新規設置と同様に、国と市が補助するのに加えまして、鳥取県が上乘せ補助を行うものでございます。当初、新規設置分を4基分、切替え設置分を2基分の計6基分、373万9,000円を計上いたしました。実績見込みは、新規設置分が5基分に増えたものの、上乘せ補助の対象である切替え設置分が、1基分と少なくなったため、計6基で331万2,000円となりまして、歳出42万7,000円の減額、そして、国・県支出金を、実績に合わせて財源更正を行うものでございます。

下水道経営課は、以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 守山課長。

○守山信敏下水道企画課長 下水道企画課、守山です。同じページの表の中段、款の5番、農林水産業費、項他会計繰り出し、目2下水道等事業会計へ繰り出し、予算書は120、121ページ、所属別事業一覧50ページ、ナンバーが494番になります。補正額1億8,700万7,000円の増額補正、これは、集落排水事業への繰り出しでございます。

また、表の下段の款の土木費、他会計繰り出しの下水道等事業会計へ繰り出し、予算書は134、135ページ、所属別事業一覧51ページ、番号は495番になります。補正額9,379万円の減額補正、これは、公共下水道事業への繰り出しでございます。繰出金の補正額は、補正額の合計は記載しておりませんが、この2つを合わせまして、9,321万7,000円の増額補正となります。これは、企業会計である下水道等事業会計におきまして、資本費平準化債を当初8億円借入れする予定としておりましたが、7億円の借入れとしたことから、その差額1億円が繰り出しとして増額となったものを含んでいるため、事業実績見込みによる繰出金の実質の補正といたしましては、678万円余りの減額となります。

ここで、下水道等事業会計への繰出金について、簡単に御説明いたします。下水道等事業会計は、公営企業の独立採算制の原則に基づきまして、使用料収入をはじめ、建設事業の財源である国・県の交付金と、長期の借入れである企業債などで経営を賄うこととされていますが、これらの財源のほかに、一般会計からの繰入金により事業を運営しております。この繰入金については、総務省が定める繰り出し基準、雨水公費・汚水私費、いわゆる受益者負担の原則に基づき繰り出ししているものでございます。具体的には、公費負担であります雨水処理経費や私費、受益者負担である汚水処理経費の中で、適正な使用料を徴収しても賄うことができない経費を、一般会計から負担すべき経費としており、繰出金の対象は、維持管理費と公債費となります。また、本市の下水道等事業は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業と4つ

の集落排水事業であります、農集・漁集・林集・小規模の合計6つの事業に分かれてございまして、農林水産業費に計上する繰出金は、集落排水事業の経費に充当し、土木費に計上する繰出金は、公共下水道の経費に充てられるものでございます。本市では、先ほどの6事業を1つの会計で運営しておりますが、それぞれの事業においても、収支が不足することのないよう運営していく必要がございますので、今回の補正におきましても、6事業の実績見込みによる増減のほか、公共下水道と集落排水の間で、資金の過不足の調整を行っているところでございます。

下水道部の一般会計補正予算の説明については、以上となります。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言ください。よろしいでしょうか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 討論なしと認め、討論を終結をします。

これより、議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決をします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆加藤茂樹委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決をすべきものと決定しました。

議案第36号令和7年度鳥取市下水道等事業会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

◆加藤茂樹委員長 次に、先議分、議案第36号令和7年度鳥取市下水道等事業会計補正予算を説明ください。守山課長。

○守山信敏下水道企画課長 下水道企画課、守山です。では、下水道等事業の補正予算について御説明いたします。同じ資料でございますけど、説明させていただきます。はぐりまして、4ページのほうを御覧ください。補正予算の概要でございます。表中の額は、1,000円単位で表示しております。このうち、表の左側にありますように、下水道等事業会計は、収益的収支と資本的収支から構成されております。主な補正内容は、備考欄にお示ししておりますが、事業の確定等に伴って予算額を補正するものでございます。

まず、収益的収支、事業経営に関する予算、主に、維持管理に要する予算でございます。収入の補正予定額は、7,800万円余りの増額です。その下、支出は、補正予定額1億1,100万円余りの減額です。

次に、資本的収支、建設改良に要する予算、投資的予算でございますが、収入の補正予定額は9億1,700万円余りの減額、支出は8億2,500万円余りの減額です。それぞれ説明をさせていただきます。資料少し飛びますが、7ページを御覧ください。これより以降、補正額がおおむね100万円以上の項目について御説明いたします。

収益的収入、下水道等事業収益の、上から、1の営業収益の補正予定額は、全体で8,600万円余りの増額を予定しております。補正の内訳といたしましては、2番目の他会計負担金、一

一般会計負担金は、補正額2億4,500万円余りの増額、3番目、他会計補助金、一般会計補助金は、補正額1億5,000万円余りの減額となります。いずれも、一般会計からの繰入れで、合計といたしましては、9,400万円余りの増額となります。これは、先ほどのとおり、資本費平準化債の発行額が確定し、一般会計補正予算にて御説明いたしました。平準化の借入れを、当初予算で8億円を予定しておりましたが、7億円の借入れで賄えるようになったことによるものでございます。

その次、4その他営業収益、手数料は、補正額600万円余りの減額で、水質検査手数料が減額となったためでございます。

その下の雑収益は、補正額100万円余りの減額です。これは、岩美町の下水道処理場から発生する下水汚泥を、本市秋里処理場で焼却しており、その経費を岩美町に負担していただくものであり、費用の実績見込み等により、負担金が減となったものでございます。

続きまして、表の中段、2営業外収益の補正予定額は、700万円余りの減額を予定しております。補正の内訳は、1番の受け取り利息及び配当金、預金利息が500万円余りの増額で、利率が上昇したことによるものでございます。

2他会計負担金、一般会計負担金が、補正額700万円余りの減額です。これは、起債利子償還額の確定に伴うもので、償還財源である一般会計負担金を減額するものでございます。

次の3番、他会計補助金、一般会計補助金が、補正額600万円余りの増額で、資本費平準化債等の利子償還額の確定に伴うもので、償還財源である一般会計補助金を増額するものでございます。

4長期前受金戻入が、補正額1,500万円余りの減額で、事業の決算実績見込みによるものでございます。

5番、雑収益、その他雑収益につきましては、補正額200万円余りの増額で、他課受託工事負担金事務費等の増によるものでございます。

続いて、8ページを御覧ください。収益的支出、下水道等事業費用の上から、1営業費用の全体としては、補正額1億700万円余りの減額となります。主な補正理由は、事業の確定によるものでございますが、まず、1番目の管渠費全体の補正予定額は、300万円余りの増額となります。主な内容といたしましては、委託料が、補正額200万円余りの減額で、包括的民間委託の、主に光熱水費の減によるもの。

修繕費が、補正額800万円余りの増額で、主に、道路改良工事に伴うマンホール蓋の調整経費の増によるもの。

補助金が、補正額100万円余りの減額で、集落排水統合整備推進事業補助金の決算実績見込みによるものでございます。

続きまして、2ポンプ場費ですが、全体の補正予定額400万円余りの増額で、主に、委託料、包括的民間委託の決算実績見込みによるものでございます。

3番、処理場費、全体の補正額は、8,300万円余りの減額となります。主な内容は、委託料について、包括的民間委託費の決算実績見込みによるものでございます。

次に、9ページを御覧ください。7番の総係費ですが、全体の補正額は、200万円余りの減

額となります。主な補正内容は、委託料が、補正額 100 万円余りの減額で、庁内LAN等の作業委託料の減額によるものでございます。

次の、8の減価償却費ですが、全体の補正予定額 3,000 万円余りの減額となります。これは、有形固定資産減価償却費の決算実績見込みによるものでございます。

続きまして、2営業外費用ですが、全体の補正予定額は、400 万円余りの減額となります。主な補正内容は、1支払い利息及び企業債取扱諸費の企業債利子が、補正額 200 万円余りの減額で、企業債借入額の確定によるものでございます。

また、2番目の消費税及び地方消費税が、補正額 100 万円余りの減額で、決算実績見込みによるものでございます。

以上により、一番下の収支差引きといたしましては、補正後の額が、1億9,187万1,000円となっております。よって、収益的収支の予算ベースですが、1億9,000万円余りの黒字を予定しております。

続きまして、10ページを御覧ください。資本的収入でございます。補正の内訳は、まず、1番の企業債でございますが、補正額4億3,100万円余りの減額です。補正の内訳は、企業債が、補正額3億4,600万円余りの減額で、建設改良費の実績見込みによるものでございます。

次の準建設企業債は、資本費平準化債の発行額が確定したことにより、補正額1億円の減額となっております。

2番の災害復旧債ですが、補正額1,400万円余りの増額です。これは、今年度事業の確定に伴い、災害復旧事業に充当する企業債が確定したことによるものでございます。

2番、補助金でございます。補正額5億1,600万円余りの減額となります。補正の内訳は、1国・県交付金が、補正額5億900万円余りの減額で、建設改良費に対する社会資本整備総合交付金等の国の配分額の決定によるものでございます。

その下、2災害復旧費国・県負担金ですが、補正額720万円余りの皆減です。これは、令和5年台風7号の災害復旧工事に係るものでございますが、前年度予算で受入れしたため、本年度の国の負担金が不用となったというものでございます。

続きまして、4負担金及び分担金は、補正額1,400万円余りの増額です。これは、2の受益者負担金及び分担金の補正で、補正の内訳は、受益者負担金が、補正額600万円余りの減額、分担金が、補正額1,500万円余りの増額、加入金が、補正額600万円余りの増額で、いずれも、決算実績見込みによるものでございます。

続きまして、6その他資本的収入ですが、補正額1,600万円余りの増額で、下水道等施設の移設補償費の増によるものでございます。

次のページ、11ページを御覧ください。資本的支出は、主に、国交付金事業の配分の確定による建設改良費の実績による補正となります。1番の管渠費がですね、補正額3億3,900万円余りの減額、2のポンプ場費が、補正額6,600万円余りの減額、3処理場費が、補正額4億2,300万円余りの減額です。

また、次の12ページを御覧ください。6の災害復旧費は、補正額700万円余りの増額でございます。

以上の建設改良費の主な補正内容につきましては、後ほど下水道建設課より御説明いたします。

以上により、資本的収支の差引きは、補正後で、マイナス 29 億 2,532 万 7,000 円となり、資金が不足していることとなりますが、この収支予算で不足する 29 億余りの補填財源を、下の表に示しております。補填財源の右側の計の欄ですが、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額の 1 億 300 万円余り、過年度分損益勘定留保資金から 15 億 7,000 万円余り、当年度分損益勘定留保資金から 7 億 9,900 万円余り、減債積立金から 4 億 5,200 万円余りで補填する見込みでございます。

下水道企画課からは以上です。

◆加藤茂樹委員長 山口次長。

○山口真二次長兼下水道建設課長 下水道建設課、山口です。引き続きまして、私のほうからは、主要な建設改良事業の補正について説明させていただきます。少しページを戻っていただきまして、資料 2 の 5 ページを御覧ください。

最初に、公共下水道の管渠整備事業でございます。これは、下水道の未普及を解消するための汚水管の整備、浸水被害の防止や軽減を図るための浸水対策、管渠の安全性を高めるための耐震化や長寿命化対策のほか、道路改良工事等に伴う下水道施設の移設などを実施した事業でございます。事業費の決算見込みに伴いまして、3 億 847 万 5,000 円の減額補正でございます。主な補正理由といたしましては、国の交付金の配分が減額されたことによるものでございます。

次に、公共下水道のポンプ場整備事業でございます。これは、的場ポンプ場及び大杵ポンプ場の雨水ポンプ設備改築工事のほか、立川中継ポンプ場ほかの耐震計画策定業務などを実施した事業でございます。事業費の決算見込みに伴い、6,650 万円の減額補正でございます。主な補正理由といたしましては、国の交付金の配分が減額されたことによるものでございます。

次に、公共下水道の処理場整備事業でございます。秋里下水終末処理場の汚泥濃縮槽の耐震補強工事、電気設備改築工事のほか、河原浄化センターの施設増設に係る詳細設計委託業務などを実施した事業でございます。事業費の決算見込みに伴う 4 億 2,497 万円の減額補正でございます。主な補正理由といたしましては、国の交付金が減額されたことによるものでございます。

続きまして、6 ページを御覧ください。集落排水整備事業でございます。これは、令和 5 年度に実施しております青谷町日置谷地区の施設統合事業に係る処理場整備工事のほか、用瀬町社中処理区と、用瀬町家奥・古用瀬処理区の統合に関する管路施設測量設計業務等を実施する事業でございます。また、道路改良工事等に伴う集落排水施設の移設工事も行っております。事業費の決算見込みに伴う 2,955 万 1,000 円の減額補正でございます。主な補正理由といたしましては、予定していた道路改良工事等に伴う移設工事の一部について、次年度以降に実施することになったことによる減額によるものでございます。

最後に、台風 7 号による被災に係る災害復旧事業でございます。事業費の決算見込みに伴う 750 万円の増額補正でございます。主な補正理由といたしましては、関連工事との調整に伴い、仮設配管等の増額によるものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言をください。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 7ページですね、収益的収入の1番の営業収益というのは、これは、下水道使用料の件ですかね。この、一応、営業収益には、全体が、2番、3番、4番もあるわけですが、1、2、3、4。部分けすると、これ使用料の件でしょうか、その辺をお尋ねします。

◆加藤茂樹委員長 戸田次長。

○戸田昭弘次長兼下水道経営課長 下水道経営課、戸田です。はい。この営業収益の中に、下水道使用料の項目が出てきてないというような意味合いでよろしいでしょうか。

◆寺坂寛夫委員 はい。

○戸田昭弘次長兼下水道経営課長 下水道使用料につきましては、このたび補正をしておりません。というのが、令和7年度当初予算と、ほぼほぼ、もう同じ額で決算見込みをするというような状況になっております。その理由ですけれども、主な理由といたしましては、当初予算額で、320億円ほどの使用料の収入を見込んでおったんですけれども、その320億円の使用料収入というのは。

（「32」と呼ぶ者あり）

○戸田昭弘次長兼下水道経営課長 失礼しました。32億ほどの当初予算額を見込んでおったんですけれども、それにつきましては、例年の、過去の実績というのも踏まえた上で、さらにですね、令和7年度にですね、大口の利用者の事業撤退というのが見込まれておまして、もう当初から、億単位で、ちょっと当初予算額を低く見込んでおったところがありまして、そのままの推移で、今現在推移しとるということがありまして、このたび2月補正には計上をさせていただいてないというところがございます。以上でございます。

◆寺坂寛夫委員 分かりました。いいです。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。よろしいでしょうか。質疑なしと認め、質疑を終結をします。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 討論なしと認め、討論を終結をします。

これより、議案第36号令和7年度鳥取市下水道等事業会計補正予算を採決をします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆加藤茂樹委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決をすべきものと決定しました。

議案第55号鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（説明）

◆加藤茂樹委員長 続きまして、先議分以外の議案に入ります。議案第55号鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを説明ください。守山課長。

○守山信敏下水道企画課長 下水道企画課、守山です。議案第55号鳥取市集落排水施設の設置

及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。先ほどと同じ資料の13ページのほうを御覧ください。本条例には、集落排水施設を管理するため、排水施設の名称とその設置区域を定めております。現在、本市では、効率的な汚水処理体系への転換による維持管理コスト縮減のために、集落排水施設の統廃合を計画的に進めており、また、その事業の進捗に合わせて、施設の廃止並びに廃止施設の区域を、統合先の区域に編入するといった設置区域の変更等の条例改正も行っているところでございます。

このたび対象となりますのは、資料の1、改正の目的でございますとおり、青谷地域に設置しております、蔵内農業集落排水施設を日置谷農業集落排水施設に統合、編入するもので、2の改正の内容に記載のとおり、蔵内の施設を削除し、その設置区域を、統合先の日置谷の施設に加えるものがございます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。

以上で建設水道委員会を一旦終了し、予算審査特別委員会建設水道分科会に切り替えます。

（「委員長、委員長、報告第3号が」と呼ぶ者あり）

#### 報告第3号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆加藤茂樹委員長 続きまして、報告に入ります。報告第3号専決処分事項の報告についてを説明ください。守山課長。

○守山信敏下水道企画課長 下水道企画課の守山です。報告第3号専決処分事項の報告について御説明いたします。付議案105ページになります。

内容といたしましては、鳥取市下水道等事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。令和6年6月26日に公布された地方自治法の一部を改正する法律で、DXの進展を踏まえた対応のため、公金の収納事務のデジタル化に関連した規定を整備するため、第243条の2の7が新設されました。本条例第6条に引用する第243条の2の8が、第240条の2の9に繰り下げられたことに伴いまして、所要の整備を行ったものです。

なお、地方自治法改正の施行期日は、令和7年11月28日、令和7年政令第396号で公布された期日と整合を取りまして、令和8年9月24日とするものがございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等がございましたら、順次御発言をお願いします。よろしいですね。

以上で、建設水道委員会を一旦終了し、予算審査特別委員会建設水道分科会に切り替えます。

予算審査特別委員会建設水道分科会に切替え午前11時23分 休憩

建設水道委員会午後1時28分 再開

【都市整備部】

◆加藤茂樹委員長 ちょっと少し早いようでありますけど、皆様おそろいのようなので、それでは始めます。

それでは、建設水道委員会を再開します。都市整備部の議案は、先議分とそれ以外のものがありますので、分けて進行します。

初めに、都市整備部長に挨拶いただいた後、先議分議案の審査に入りたいと思います。山根部長。

○山根陽一都市整備部長 失礼します。都市整備部の山根でございます。

◆加藤茂樹委員長 マイクが悪い。

（「壊した」と呼ぶ者あり）

○山根陽一都市整備部長 改めまして、こんにちは。都市整備部長の山根でございます。今、委員の皆様には、大変お疲れのところ恐縮でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

ここ数日ですけれども、日中は、割と気温が上がることもございまして、日曜日には、春一番が吹いたというようなことで、春の訪れをそろそろ感じてるといってございまして、寒暖差もありまして、やっぱり早朝の路面凍結、ここら辺の辺りには、非常に気を配っているところでございます。

また、今月上旬でございますが、記録的な降雪ということで、2月の8日ですけれども、6時間降雪量で37センチ記録が出ました。また、積雪トータルとしますと、53センチということで、非常に一気に、大変、大きな雪が降りました。この日は、衆議院の選挙と重なりまして、この市道除雪に加えまして、投票所のほうの除雪のほうも、道路課を中心に、部で職員をやりくりしながら対応したところでございます。

また、この大雪によりまして、報道でもございましたが、樗谿公園の梅鯉庵の付近の松の大木がですね、20メートルぐらいある大木がですね、根元から倒れてしまったというようなこともありました。幸い、指定管理者のほうで早く気づきまして、それで、けが人のほうもなく、ありませんでしたけれども、このほかにも、一応緊急パトロールということで、園内をパトロールしまして、複数箇所、倒木であるとか、枝が折れてるとか、そういうものを確認しましたので、速やかに立入り規制などをして、安全対策を取った上で、現在、指定管理者と連携しながら対応を進めているところでございます。

さて、本日は、先議分として御説明いたします2月補正の予算ですが、先月、1月補正のほうで、国の1次補正のほうを対応させていただきましたので、今回の補正項目の多くは、実績見込みということになろうかと思っております。主なものとしましては、除雪費の3億7,200万円というようなものがございまして。

そのほか、条例の一部改正が2件、市道の認定についてを御説明した後に、その他の報告事項のほう、報告させていただきたいと思っております。

また、分科会のほうですが、都市整備部所管の当初予算、総額56億4,000万円余りについて、各課より御説明申し上げます。簡潔な説明に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◆加藤茂樹委員長 ありがとうございます。

審議に入ります前に、この場の皆様一言申し上げます。まず、発言を行う際には、執行部の皆様は、発言前に必ず所属・氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑及び答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第 23 号令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆加藤茂樹委員長 それでは、先議分、議案第 23 号令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を説明ください。河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。よろしくをお願いいたします。鳥取市一般会計補正予算、都市整備部の所管に属する部分について説明いたします。お配りしております、右肩に赤字で資料 1 と記載のある、A 4 横向きの建設水道委員会説明資料により説明をさせていただきます。右肩の資料番号の下がページ数となります。お手元にご覧いただけますでしょうか。

それでは、議案第 23 号関係につきまして、令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算（第 8 号）から始め、続いて、繰越明許費の順に説明をさせていただきます。歳入につきましては、歳出の財源がほとんどであるため、歳出を中心に説明させていただきます。また、請負差額など、年度事業費実績見込み等による補正につきましては一部割愛し、主な事業について説明させていただきますので、御了承願います。

それでは、3 ページの上段を御覧ください。都市整備部歳出合計、補正前の額 67 億 6,589 万 8,000 円に対しまして、今回の補正額 2 億 1,529 万 2,000 円の減額、補正後の額は 65 億 5,060 万 6,000 円でございます。以降、各担当課より順に説明をさせていただきます。

まず、都市企画課分の一般会計補正予算について御説明します。同じく 3 ページを御覧ください。款土木費、項河川費、目河川総務費、細目 5 の急傾斜地崩壊対策県営事業負担金でございます。予算書は 129 ページ、事業一覧は 46 ページとなります。

資料の 4 ページを御覧ください。これは、県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部を市が負担することにより、事業の促進を図るもので、高路 B 地区など、26 か所で擁壁工事などを行うものです。県営事業の実績見込みの減額に伴い、市の負担金 4,045 万 2,000 円を減額補正するものです。

3 ページに戻っていただきまして、次に、款土木費、項都市計画費、目都市計画総務費、細目 23 の街なみ環境整備事業費、細々目（街なみ環境助成費）でございます。予算書は 131 ページ、事業一覧は 46 ページとなります。事業費の実績見込みにより、見込みによる減額により、116 万 6,000 円を減額補正するものです。

続きまして、項都市計画費、目街路事業費、細目県営事業負担金、細々目（県営街路事業負担金）でございます。予算書は 131 ページ、事業一覧は 47 ページとなります。

資料の 5 ページを御覧ください。これは、県が実施する街路事業に要する経費の一部を本市が負担することにより、幹線道路の整備を促進し、交通渋滞の緩和、利便性の確保を図るもの

で、大工町土居叶線（宮長工区）など、3路線で街路工事を行うものです。県営事業の実績見込みの増額に伴い、市の負担金445万円を補正するものです。

3ページに戻っていただきまして、一番下の行を御覧ください。都市企画課の補正額合計3,733万5,000円の減、補正後の額3億6,916万8,000円とするものです。都市企画課については、以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課、宮谷です。それでは、資料1番、6ページ目を御覧ください。はい。款総務費、項総務管理費、目企画費、細目は4番、空港利用促進費、（鳥取空港の利用を促進する懇話会負担金）でございます。予算書は75ページです。こちら、鳥取空港の利用促進と利便性の向上等を目的として活動しております、鳥取空港の利用を促進する懇話会に対する負担金でございます。こちら、旅行会社が、国際チャーター便の商品造成をする際に補助金を準備しておりましたが、本年度は、国際チャーター便の就航がありませんで、補助実績ありませんでした。そのほか、事業費の実績を含めまして、負担金を減額するものです。補正額は250万円の減です。

続きまして、目交通対策費、細目4番、自転車駐車場管理運営費等でございます。こちら、予算書は77ページです。こちら、鳥取駅高架下に設置しております、自転車駐車場の指定管理になります。近年、賃金水準の大幅な上昇が続いておりまして、指定管理料を増額するものがございます。補正額は65万5,000円。なお、こちら、指定管理料につきましては、令和10年度までの債務負担行為となっております、こちらにつきましては、後ほど説明させていただきます。

続きまして、細目6地方バス路線維持対策費でございます。予算書は77ページです。こちら、バス路線を維持するために、不採算路線の運行経費に対するバス事業者への補助金となります。補助対象期間といたしましては、令和6年10月から令和7年9月までの間に発生しました不採算部分について、実績に基づき、補助金を増額するものがございます。燃料価格や物価の高騰もございまして、特に乗務員の人件費の上昇によりまして、バス運行に係る経費が大幅に増加しております。このバス路線補助でありましたり、バス代替タクシー補助金など、幾つか、今回、財源更正をしておりますが、こちらの生活交通時に活用いたします、県のコミュニティ・ドライブ・シェア推進補助金というのがございまして、こちらを、本市の各事業の実績額に応じまして案分して、それぞれの事業の財源として配分をしているというものでございます。トータルの金額は変わってございません。

続きまして、細目7生活交通確保対策事業費の、このうちの内容欄を御覧いただきまして、1バス代替タクシー運賃補助金、予算書は77ページです。こちら、路線バスの減便等に伴いまして、代替交通として運行しております乗合タクシーの運行補助金でございます。こちら、燃料価格や物価の高騰、人件費の上昇等によりまして、増額となっております。補正額は232万8,000円の増額となっております。

続きまして、7生活交通確保対策事業費でございます。そのうち、(21地域主体型生活交通確保支援事業費)、予算書は77ページです。こちら、バス路線等が撤退した地域におきまして、

まちづくり協議会や、地域のNPO等が運行主体となりまして取り組んでおります、共助交通に対する運行費の補助金でございます。こちら、運行実績による減額となっております、補正額といたしまして、75万8,000円の減額でございます。

続きまして、細目8、100円循環バス運行事業費、（100円循環バス運行費負担金）でございます。予算書は77ページ。こちら、100円循環バスですが、コロナ禍で利用者は減少いたしました後、徐々に利用者は回復傾向にございますが、やはり、こちら燃料費、人件費が上昇しておるといふことと、あと、車両が老朽化しておりまして、こちらの修繕費がかさんでおりまして、増額の補正とさせていただきます。補正額は472万7,000円の増額となっております。

続きまして、細目10公共交通利用促進事業費、（19学生等公共交通利用促進支援事業費）、予算書77ページでございます。こちらは、公共交通を利用いたしまして、高校へ通学されておられる学生の通学費に対する補助金でございます。当初予算では、直近3年間の平均並みで予算計上しておりましたが、今年度は、上期の時点で、想定を上回る申請額となっております。具体的には、もう前期の段階で、当初予算の約6割の申請をいただいております、下期も申請が多くなるということを見込みまして、増額補正をさせていただこうと思っております。補正額は345万8,000円でございます。

続きまして、款土木費、項港湾費、目港湾総務費、細目4鳥取港振興対策費の（3鳥取港振興会対策費）、予算書は129ページでございます。こちらは、クルーズ船誘致や、鳥取港の利用促進を目的として活動しております、鳥取港振興会に対する負担金でございます。こちら、外国貿易を促進するための補助金を準備しておりますが、本年度、実績がなかったということで、その分を減額させていただくものでございます。補正額は201万円の減です。

以上、交通政策課所管の補正額は、8,310万2,000円の増額補正となります。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 河上補佐。

○河上大輔まちなか未来創造課課長補佐 まちなか未来創造課、河上でございます。まちなか未来創造課の補正予算の主なものについて御説明申し上げます。資料のほうは、資料1の7ページをお願いいたします。まず、上段の款総務費、項総務管理費、目企画費、（街なか居住推進事業費）でございます。予算書は75ページで、100万円の減額でございます。これは、空き家の利活用に対する補助金になりますけれども、空き家改修に関する補助金の利用実績がございませんでしたので、減額補正させていただくものでございます。

次に、1つ下の段の款商工費、項商工費、目商工業振興費の中心市街地活性化推進事業費です。予算書は121ページで、81万円の増額です。こちらは、鳥取駅南口のほうに設置しております、デジタルサイネージの修繕費についてなんですけれども、当初、モニター部分の基板交換のみを想定してございましたけれども、タッチパネル部分の交換も追加で必要となったために、増額補正を行うものでございます。

続きまして、その下段の款土木費、項都市計画費、目都市計画総務費の鳥取駅周辺再整備推進事業費でございます。予算書は131ページで、75万7,000円の減額です。こちらは、鳥取駅

周辺再整備に関する、麒麟のまち圏域住民アンケート調査につきまして、郵送料等に不用額が生じたため、事業実績見込みにより、減額補正を行うものでございます。

以上、まちなか未来創造課、補正前の額2億1,128万7,000円に対しまして、補正額95万8,000円の減額で、補正後の額2億1,032万9,000円となります。まちなか未来創造課は、以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 徳田次長。

○徳田 剛次長兼河川公園課長 河川公園課でございます。引き続き、資料の8ページを御覧ください。中段でございます。土木費、河川費、河川総務費、普通河川改良事業費でございます。補正予算書は129ページ、事業一覧は48ページでございます。これは、普通河川大門川の整備工事に伴う、仮設工の増額による工事費の実績見込みによる増額補正でございます。

資料1の10ページを御覧ください。本工事施工に当たりまして、大門川自体を大型土のうで締切りをして、仮排水で水替えを行う予定でございましたが、1月の雪解けの水等の増水により、手配している排水ポンプでは排水し切れない状況が発生し、施工が困難な状況となりましたので、このため、水替えのポンプ台数8インチ3台を新たに追加し、いずれも設置撤去に、途中、据え替えが必要になりますので2回、これが100万円。作業時の排水から、常時排水に切り替えたことにより、400万の増、合計500万となりますが、この補正をお願いするものでございます。

このことにより、年度内完成が困難となったため、併せて繰越しを行う予定としております。なお、財源としましては、緊急自然災害防止対策事業債、充当率100%でございますが、こちらを充当するものでございます。

資料1の8ページに戻っていただきまして、補正額500万円の増、補正後の額1億3,500万円でございます。

次に、その下になります。治水対策事業費でございます。補正予算書は129ページ、事業一覧は48ページでございます。これは、実績見込みによる減額及び流用戻し、並びに、青谷町地内の内水対策工事に伴う、仮設工の見直しによる工事費の増額でございます。

資料1の11ページを御覧ください。本工事の施工に当たり、当初、本年度の配管施工工事を行う予定でございましたが、鳥取県と占用協議を行っていたところ、排出口の構造と、それから、配管の埋設に伴う構造に指摘がございまして、設計の修正に時間を要し、出水期までの工事完了が困難となったことから、施工手順を見直しまして、ポンプ槽を先行して施工することとしたところです。ところが、福井田川が、設計時点より、海面上昇と、それから日置川、それから福井田川、いずれも、常時水位が異常に高い状況となりまして、また、河床部が想定以上に軟弱であったことにより、掘削による周囲への影響がかなり大きいという状況と、大型土のうでの締切り施工が困難であることが判明しました。改めて、調査及び、並びに、対策工法を検討した結果、鋼矢板並びに薬液注入工法により、止水・軟弱地盤対策の必要が生じたため、事業費の増額をお願いするものでございます。

図に示しておりますが、鋼矢板の施工が、Lイコール40.8メートル、これをコの字型に設置するもので、矢板長1枚が6メートル、これの設置撤去、また、仮設道と、それから仮設工、

水替え等を含めまして1,900万円、それから、薬液注入工を61か所打ち込みに1,100万円の、計3,000万円の補正をお願いするものでございます。

なお、本予算議決承認後、速やかに工事を発注するため、併せて、年度内完成が困難であることから、全額繰越しを行う予定としております。

なお、配管工事につきましては、改めて、令和8年度の当初予算のお願いをさせていただく予定としております。

資料1の8ページに戻っていただきまして、補正額3,000万円の増、補正後の額2億822万6,000円でございます。

次に、一番下になります。公園管理費、（都市公園等管理費）でございます。補正予算、補正予算書は131ページ、事業一覧は48ページでございます。これは、施設修繕費等の実績見込みによる増額及び、賃金水準の大幅な上昇により、指定管理料の見直しによる増額補正を行うものでございます。

資料1の12ページを御覧ください。本件は、東富安公園テニスコートの2面ありますうちの第1コートにおきまして、人工芝が度重なる修繕により、著しく損傷し、かなりちょっと継ぎはぎ状況でございます。安全な利用が困難となったため、令和7年10月から利用を停止しているものでございます。利用者への影響を最小限に抑えるため、早急に当該コート1面の人工芝を、今、表示しておりますが、額縁修繕という張り替えといたしまして、縦29.1メートル、横12.7メートルを施工を実施し、施設の安全性及び利用環境の確保するため、本修繕の補正費をお願いするものでございます。

なお、指定管理者において施工を行い、施工期間後、約2週間程度で、4月の1日からの利用再開を目指すものでございます。補正額は495万円でございます。

次に、資料1の13ページを御覧ください。同じく、公園管理費の指定管理料でございます。賃金水準の大幅な上昇により、指定管理料の見直しに、指定管理者の人件費を再算定し、処遇改善を行うものでございます。指定管理施設職員の処遇改善について、処遇改善を行うことにより、指定管理施設における運営体制強化と、よりよい市民サービスの提供を図るものでございます。

令和7年度分の増額の内訳といたしましては、下の表を見ていただいたとおり、右側に2月補正要求額の、各それぞれの施設分の金額を上げさせていただいております。合計額677万9,000円を指定管理施設委託料を人件費で増額補正分をお願いするものでございます。なお、残りの年限増額分につきましては、交通政策課と同じく、当初予算の際に、債務負担の説明をさせていただきたいと思っております。

資料1の8ページに戻っていただきまして、一番下、補正額1,172万9,000円の増、補正後の額3億2,698万円でございます。

資料1の8ページ及び9ページにおいて、説明は省略しましたが、その他の項目につきましては、いずれも流用戻しによる費目更正、並びに、実績見込みによる額の補正でございます。

一番下、隣の、9ページの一番下になります。河川公園課の補正額合計4,695万4,000円の増、補正後の額12億293万5,000円でございます。河川公園課は以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村でございます。資料1の14ページを御覧ください。

事業別一覧は49ページ、470番になります。目道路維持費、細目道路管理費。1月と2月の降雪の影響により、駅南口側の駐車場の利用時間が減少する見込みとなったため、273万7,000円の財源更正をするものでございます。

続きまして、予算書125ページ、事業一覧は49ページに、471番です。目道路維持費、細目一般道補修費、227万円の減額を計上させていただいております。市道北村落河内線において、過疎対策事業で工事を実施する予定としておりましたが、現地確認及び地元調整を行った結果、修繕での対応が可能となり、道路維持工事で実施し、一般道のほうは不用となったものでございます。

続きまして、472番です。目道路維持費、細目除雪関係費です。3億7,200万円の増額をさせていただきます。

資料1の15ページを御覧ください。この補正は、12月・1月時点の平年以上、時点で、平年以上の降雪があり、補正を行うものでございます。なお、2月7日～9日までも、連続降雪があり、除雪費の不足が見込まれるため、追加提案を行う予定としております。

続きまして、資料1の14ページにお戻りください。予算書は127ページです。473番、目道路新設改良費、細目地方道路整備交付金事業費、（社会資本整備総合交付金事業費）、3,584万1,000円の減額を計上させていただいております。これは、国庫補助金の内示による減額となります。

続きまして、474番です。目道路新設改良費、細目地方道路整備交付金事業費、（防災・安全交付金事業費）、2億194万7,000円の減額を計上させていただいております。これも、国庫補助の内示による減額となります。

続きまして、予算書は151ページです。475番です。目公共土木災害復旧費、細目現年発生災害復旧費、（補助災害復旧費（道路課））、3億6,402万円を減額させていただいております。地滑りで被災した道路災害、市道金沢瀬田蔵線、及び、市道早牛勝部線の2件の復旧費でございます。市道金沢瀬田蔵線では、復旧工事に伴う箇所が保安林であり、保安林解除が、次年度以降となったためでございます。市道早牛勝部線は、災害査定が3月11日にずれ込んだため、それぞれ債務負担とし、当該年度は、減額補正させていただくものでございます。

続きまして、476番です。目公共土木災害復旧費、細目現年発生災害復旧費、（単独災害復旧費（道路課））、1,720万8,000円を減額させていただいております。これは、令和5年8月台風7号で被災した道路災害の復旧費であり、今年度発注する工事において、年度内支出額が確定したため、減額補正をさせていただくものでございます。

続きまして、477番です。目公共土木災害復旧費、細目過年発生災害復旧費、（補助災害復旧費（道路課）（令和5年台風第7号関連））、1,355万8,000円を減額させていただいております。これは、令和5年8月台風7号で被災した道路災害の復旧費であり、本年度発注する工事において、年度内支出額が確定したため、減額補正をさせていただくものでございます。

道路課、補正額合計2億6,284万4,000円の減額、補正後の額29億5,427万円です。以上

でございます。

◆加藤茂樹委員長 森田次長。

○森田 健次長兼建築指導課長 建築指導課、森田です。引き続き、建築指導課の補正について説明いたします。資料1の16ページを御覧ください。予算書は125ページ、所属別事業一覧は49ページです。款土木費、項土木管理費、目建築指導費、細目2福祉のまちづくり推進事業費です。補正額は803万3,000円の減額です。これは、エレベーターの設置を予定していた事業者が、財政事情により、計画の実施が困難になり見送られたことなど、実績の減によるものです。

続きまして、14石綿改修支援事業費です。補正額は679万8,000円の減額です。これは、吹つけアスベストの除去を予定していた事業者が、財政事情により、計画を一時見送られたことによるものなど、実績の減によるものです。

続きまして、17住宅・建築物耐震診断・改修支援事業費です。補正額は8万1,000円の減額ですが、財源更正により、一般財源が207万2,000円の増額となります。主な一般財源の増につきましては、令和8年度に、木造住宅の耐震改修を多く予定する中で、新年度からの住宅耐震工事にスムーズに着手していただくため、令和7年度に、木造住宅無料耐震診断を実施された市民の皆さんに対し、既決予算の範囲内で、年度内にできるだけ多くの耐震補強設計を前倒しで行っていただきました。補強設計の財源ですが、県の要綱により、国の負担分を、県と市で負担し、代わりに、国の負担分を耐震改修の助成で充当することとなっておりますので、増加した21件掛ける8万円、168万円と、その他、旧トスク本店の補助金の調整額など、39万2,000円、合計207万2,000円の一般財源の増となる財源更正をお願いするものです。

以上となりますが、建築指導課の補正額1,517万円の減額、補正後の額3億1,348万2,000円となります。以上です。

◆加藤茂樹委員長 宮部課長。

○宮部 将建築住宅課長 建築住宅課、宮部です。引き続き、建築住宅課の補正について説明いたします。資料1の17ページを御覧ください。総務費、総務管理費、財産管理費の（定期借地権付土地分譲事業費）です。予算書は73ページ、事業一覧は50ページです。補正額は972万6,000円の減額です。これは、中山間地の定住促進のため、鳥取市が開発公社から、青谷町望町団地、鹿野町湯川住宅団地の分譲地を購入し、51年間の期間を定めて、借受人に賃貸するもので、令和7年度は2区画分、湯川住宅団地1区画、望町団地1区画の土地購入費用等を計上しておりましたが、望町団地の話がまとまらず、実績減となりました。減額の内訳は、土地購入費508万2,000円、分譲促進事務費補助金464万4,000円です。

続いて、資料1の、同じく17ページです。土木費、住宅費、住宅管理費の住宅維持補修費です。予算書は133ページ、事業一覧は50ページ、以下同じとなります。補正額は100万円の減額です。これは、市営住宅の消火器更新の実績によるものです。

続いて、資料1、同じく17ページ、土木費、住宅費、住宅管理費の（居住支援協議会活動支援補助事業）です。予算書は133ページ、事業一覧は50ページです。補正額は9万5,000円の増額です。これは、鳥取県と県内4市で連携して財政支援を行っている、鳥取県居住支援協

議会の活動費の増額によるものです。

続いて、公営住宅建設費の（市営住宅長寿命化対策費）です。補正額は922万3,000円の減額です。これは、浪花団地長寿命化事業実施設計業務の入札残により、減額するものです。

続きまして、市営住宅屋根改修事業費です。補正額は874万2,000円の減額です。今年度は、2棟、旭町団地の7棟、賀露団地の5棟の工事は完了し、この事業費が確定したことにより減額するもので、入札残になります。

以上、建築住宅課の補正額2,904万1,000円の減額、補正後の額6億5,109万1,000円です。以上となります。

◆加藤茂樹委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。続きまして、繰越明許費について説明させていただきます。資料は18ページになります。このたび、繰越明許費を計上させていただきますのは、都市企画課、まちなか未来創造課、河川公園課、道路課及び建築住宅課の5課11事業でございます。予算書は158ページ～173ページ、繰越明許費の都市整備部合計11億2,954万円をお願いするものです。以降、各担当課より説明いたします。

まず、都市企画課から御説明します。18ページの上段を御覧ください。都市企画課は、先ほど補正予算の説明をさせていただきました、急傾斜地崩壊対策県営事業、及び、県営街路事業に係る市の負担金について繰越しをさせていただくものになります。

まず、急傾斜地崩壊対策県営事業負担金ですが、県営事業の実施計画に応じて繰越しをしようとするもので、補正後の予算額3,509万8,000円に対しまして、繰越明許費1,835万9,000円を計上するものです。

次に、県営街路事業負担金でございますが、これも、県営事業の実施計画に応じて繰越しをしようとするもので、補正後の予算額4,095万円に対しまして、繰越明許費2,319万5,000円を計上するものです。

都市企画課の繰越額合計は4,155万4,000円でございます。都市企画課は以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 河上補佐。

○河上大輔まちなか未来創造課課長補佐 まちなか未来創造課、河上でございます。まちなか未来創造課の繰越明許費について御説明申し上げます。資料のほうは、引き続きまして、資料1の18ページをお願いいたします。鳥取駅周辺再整備推進事業費で、令和7年度予算額8,531万8,000円に対しまして、5,558万9,000円の繰越しを計上させていただいているものでございます。

繰越理由等につきましては、資料1の19ページのほうを御覧ください。本事業につきましては、令和6年6月に策定をいたしました、鳥取駅周辺再生基本計画を基に、交通ターミナルや広場、複合施設などの規模や配置・整備手法などの詳細な内容を示します整備計画の原案を作成するものでございます。本年度中の作成を目指して取組を進めておりましたが、鳥取県でありましたりとか、JR西日本、また、バス事業者などとの協議・調整に不測の日数を要しまして、原案作成が令和8年度にずれ込みます。このため、計画作成に関する業務委託費について、繰越しのお願いをさせていただくものでございます。まちなか未来創造課は以上で

ございます。

◆加藤茂樹委員長 徳田次長。

○徳田 剛次長兼河川公園課長 河川公園課、徳田です。同じく 18 ページを御覧ください。中段になります。河川公園課分、普通河川改良事業費、治水対策事業費、小規模急傾斜地崩壊対策事業費、公園整備事業費の 4 事業を繰越しをお願いするものでございます。

資料 1 の 20 ページを御覧ください。普通河川改良事業費でございます。予算書は 167 ページです。予算額 1 億 3,500 万に對しまして、1 億 200 万の繰越しをお願いするものでございます。

まず、枝川改良工事に伴う測量設計業務につきましては、浸水対策計画の検討について、地元との協議に不測の日数を要したこと、次に、下味野清水川改良工事ににつきましては、事業用地の、工事用道路ですが、こちらの調整に、地権者との協議に不測の日数を要したこと、また、3 丁目、大門川改良工事ににつきましては、先ほど御説明しましたとおり、水替え工法等の変更並びに施工工法の検討に不測の日数を要したこと、いずれも年度内完成が困難となったため、繰越しをお願いするものでございます。完成は、令和 8 年度、いずれも 5 月～8 月を予定しております。

次に、資料 1 の 21 ページを御覧ください。治水対策事業費でございます。予算書は 167 ページです。予算額は、2 億 822 万 6,000 円に對しまして、1 億 4,500 万円の繰越しをお願いするものでございます。

まず、糸谷川浸水対策工事ににつきましては、工事施工区域の物件移転、これ、五輪塔があるんですけども、こちらの移転場所の調整に、地元地権者との協議に不測の日数を要しました。

次に、青谷地区浸水対策施設整備工事ににつきましては、先ほど御説明しましたとおり、施工箇所河川の水位が高く、河床部が軟弱であったことから、工法の設計の見直しが生じ、工法検討に不測の日数を要したためでございます。次に、鹿野町大工町南裏川浸水対策工事ににつきましては、工事用道路の設置場所の調整に、地権者との協議に不測の日数を要したため、3 か所とも、年度内完成が、いずれも困難となったことから、繰越しをお願いするものでございます。いずれも完成は、令和 8 年 5 月～12 月を予定しております。

次に、資料 1 の 22 ページを御覧ください。小規模急傾斜地崩壊対策事業費でございます。予算書は 167～169 ページでございます。予算、予算額 3,245 万円に對しまして、2,347 万円の繰越しをお願いするものでございます。こちらは、中湯棚地区小規模急傾斜地崩壊対策工事において、施工中、斜面の掘削時に、脆弱な土質層が湧水を伴って出現したことから、工法検討を行う必要が生じたため、不測の日数を要し、年度内完成が困難となったことから、繰越しをお願いするものでございます。

次に、資料 1 の 23 ページを御覧ください。公園整備事業費でございます。予算書は 169 ページでございます。予算額 1 億 5,502 万 4,000 円に對しまして、6,500 万円の繰越しをお願いするものでございます。これは、鳥取市営美保球場の照明灯施設更新工事であり、分電盤・操作盤の製造に遅れが生じ、入荷の遅延により、不測の日数を要しているものでございます。この遅延は、製造メーカー側の事情で、省エネルギーの基準の改定により、変圧器や、省エネの

義務化が、キュービクルの駆け込み需要が殺到したことにより、本工事に係る分電盤及び操作盤の製造に、多大な影響を与えることが原因となっており、年度内完成が困難となったことから、繰越しをお願いするものでございます。

資料1の18ページに戻っていただきまして、河川公園課、繰越額の合計は3億3,097万円でございます。河川公園課は以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村です。同じく、資料1の18ページを御覧ください。社会資本整備総合交付金事業費、繰越予算額合計1億3,689万円を計上しております。繰越額には、9月議会・12月議会に承認していただいたもの、8,000万円も含んだものでございます。

防災・安全交付金事業費、繰越予算額合計4億4,117万2,000円を計上しております。繰越額には、9月議会に承認していただいた6,160万円を含んだものでございます。

公共土木施設災害復旧事業費、補助災害復旧費（令和5年台風第7号関連）、9,696万5,000円を計上しております。

道路課、繰越明許費6億7,502万7,000円をお願いするものでございます。

資料1の24ページを御覧ください。黄色で着色している、湖山西9号線、長柄3号線（村中橋）でございます。繰越理由につきましては、補償物件の移転調整に要したこと、資材調達に不測の日数を要したこと、関係者などとの協議に日数を要したものでございます。

続きまして、資料1の25ページを御覧ください。黄色で同じく着色している、扇幸町1号線ほか12路線に係る工事補償費等です。繰越理由は、適正工期の確保及び関係者との協議などに日数を要したものでございます。

資料1の26ページを御覧ください。繰越しをお願いする路線は、市道高山線（高山橋）でございます。工材の調達に不測の日数を要したため、年度内完成の見込みがなくなり、繰越しをお願いするものでございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 宮部課長。

○宮部 将建築住宅課長 建築住宅課、宮部です。引き続き、建築住宅課の繰越明許費について説明いたします。資料1の18ページを御覧ください。予算書は168ページになります。市営住宅長寿命化対策費でございます。予算額2億6,887万2,000円のうち、工事請負費1億9,375万5,000円に対しまして、繰越額2,640万円を計上させていただくものでございます。

資料1の27ページを御覧ください。現在、令和7年度から8年度にかけて、大森団地R G 3棟の改修工事を施工しているところであります。工事の請負契約上は、受注者は、請負代金の10分の4以内の前金払いを受注者に請求できとなっておりますが、電気設備工事受注者から、前金払いの請求がなく、支出が行われませんでした。このため、工事請負費のうち、電気設備工事前払い金相当額の2,640万円を、後年の令和8年度に支出を行うため、繰越しをお願いするものでございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 徳田次長。

○徳田 剛次長兼河川公園課長 河川公園課、徳田でございます。先ほどの説明に誤りがありましたので、訂正させていただきます。資料1の23ページでございますが、繰越額6,050万を、

誤って6,500万と説明いたしましたが、正しくは6,050万でございます。大変申し訳ございませんでした。

◆加藤茂樹委員長 田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 先ほど説明した、防災・安全交付金事業費で、9月に承認いただいたんじゃないしに、12月に承認をいただいた6,160万円でございます。訂正しておわびを申し上げます。

それでは、債務負担について御説明させていただきます。資料1の28ページを御覧ください。事業一覧は61ページとなります。これは、令和6年11月の大雨による道路災害復旧工事で、公共土木施設災害復旧事業により復旧するもので、市道鳴滝大坪線を追加するものでございます。この市道鳴滝大坪線においては、工事施工中、想定外の湧水により、切土のり面が崩落し、復旧範囲が広がったため、債務負担で工事を実施することで、早期の復旧を目指すものでございます。限度額は1億3,200万円の追加を行うもので、補正後の額は5億4,500万円の債務負担となります。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明をいただきました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言ください。

◆加藤茂樹委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 まず、まちなかの関係で、私、空き家のことについて質問するんですから、見たら、7ページ、空き家活用、利活用なしっちゃうことで100万減っていうことですし、もう一点、16ページの空家対策事業費というのがありましてね、これ、16ページのこの2,371万5,000円っちゃうのは、これは、いろいろデータを見ると、前の予算、23517だと思うんですけどね、何か補正で上がったんかどうか、単純なミスなのか、その辺をちょっと説明をお願いします。それと、件数と、実績見込み2,345万7,000円の見込みの件数とお尋ねします。23517、23715になっとるな。23715になっとるのが、23517って、最初は、これ何。いや、これは概要書やあが載っとるけえ。それが補正になっとるけえ。多分、補正がしてあるでな。

◆加藤茂樹委員長 森田次長。

○森田 健次長兼建築指導課長 建築指導課、森田です。ただいま当初予算書を確認しましたら、23517が正です。誤記のようでした。訂正いたします。申し訳ございませんでした。

◆加藤茂樹委員長 この資料1の16ページの補正前の額を23517に訂正でいいんですかいね。

◆寺坂寛夫委員 それで、なら、そういうことになつてくるとな、予算額が変わってくるんだな。

◆加藤茂樹委員長 これ、16ページの23715を、23517に訂正ということでよろしいですね。

○森田 健次長兼建築指導課長 はい。

◆加藤茂樹委員長 皆さん、23715を23517に訂正ということですので、よろしく願いいたします。あとは。

◆寺坂寛夫委員 件数、

◆加藤茂樹委員長 件数等の質問がありましたので、返答をお願いします。森田次長。

○森田 健次長兼建築指導課長 建築指導課、森田です。続けて説明いたします。令和7年度の空き家の除却の実績ですが、確定が13件で、今、執行するかどうかちょっと予約状態が2件

ありまして、順調に行けば、15件行く予定となっております。確定は13件です。以上です。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。森田次長。

○森田 健次長兼建築指導課長 建築指導課、森田です。重ね重ね申し訳ございません。私がちよっと勘違いしとったようでして、12月の補正で、人件費の補正の分が入っていたようでして、715が正で合っていました。

（「ああ、そうか」と呼ぶ者あり）

○森田 健次長兼建築指導課長 改めて訂正申し上げます。大変申し訳ございません。

◆加藤茂樹委員長 12月の補正で、その補正後の額で、先ほど申しましたけど、23715、この記載が、そのまんま。正しいということですね。

○森田 健次長兼建築指導課長 そうです。

◆加藤茂樹委員長 先ほど、23715を23517に訂正と言いましたけど。元に戻りまして、23715を、そのまま記載どおりが正しいようですので、元へ戻していただけたらと思います。したがって、この表は、そのまま正規のもので正しいということです。

そのほかございますか。よろしいですね。質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 討論なしと認め、討論を終結をします。

これより、議案第23号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決をします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆加藤茂樹委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### 議案第24号令和7年度鳥取市土地区画整理費特別会計補正予算（説明・質疑・討論・採決）

◆加藤茂樹委員長 次に、先議分、議案第24号令和7年度鳥取市土地区画整理費特別会計補正予算を説明ください。徳田次長。

○徳田 剛次長兼河川公園課長 河川公園課、徳田でございます。同じく、資料1の29ページを御覧ください。土地区画整理費特別会計、歳入でございます。補正予算書は185ページでございます。

一般会計繰入金でございます。これは、土地区画整理事業の保留地払下げ収入の減額見込みに伴うものでございます。当初予算においては、保留地払下げ収入を充当する予定でございましたが、保留地払下げ収入が見込めなかったため、一般財源から繰入金が増額となったものでございます。補正額11万6,000円の増、補正後の額3,487万9,000円でございます。

次に、繰越金でございます。これは、令和7年1月末に、千代水第二区画整理費のつけ保留地の売買が成立し、入金が2月末になされたことから、令和6年度内の補正対象、補正対応に間に合わなかったため、令和7年度、歳入予算に繰越金として受け入れたものでございます。補正前がゼロ円、補正後の額165万9,000円でございます。

次に、諸収入のうち、保留地払下げ収入、千代水第二地区保留地払下げ収入でございます。

事業実績の見込みによる減額補正でございます。

同じく補正予算額、1185 ページでございます。補正額 2,000 円の減、補正後の額 1 万 1,000 円でございます。保留地の電柱等の貸付料でございます。

したがいまして、歳入補正額合計 551 万 2,000 円の減、補正後の額 3,654 万 9,000 円でございます。

続きまして、資料 1 の 30 ページを御覧ください。土地区画整理費特別会計、歳出でございます。区画整理費、千代水第二土地区画整理費、区画整理事業費、保留地処分事務費でございます。補正予算書は 187 ページ、事業一覧は 63 ページでございます。これは、事業費の実績見込みによる減額補正でございます。本件は、保留地処分に必要な予算を計上しておりましたが、現在、鳥取県で予定されている南北線の都市計画決定が行われなかったため、減額補正としたものでございます。補正額 717 万 1,000 円の減です。補正後の額 12 万 6,000 円でございます。

次に、一般会計へ繰り出しです。令和 6 年度繰越金で、千代水第二区画整理地、つけ保留地販売金を一般会計に繰り出すものでございます。補正額 165 万 9,000 円の増、補正後の額 165 万 9,000 円でございます。

予備費です。予備費は、保留地販売収入から雑入への財源更正でございます。

したがいまして、土地区画整理費特別会計、歳出補正後額、合計額 551 万 2,000 円の減、補正後の額 3,654 万 9,000 円でございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言ください。よろしいでしょうか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

それでは、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 討論なしと認め、討論を終結をします。

これより、議案第 24 号令和 7 年度鳥取市土地区画整理費特別会計補正予算を採決をします。本案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◆加藤茂樹委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第 53 号鳥取市景観形成条例の一部改正について（説明）

◆加藤茂樹委員長 続きまして、先議分以外の議案に入ります。議案第 53 号鳥取市景観形成条例の一部改正について説明ください。河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。資料 1 の 31 ページを御覧ください。すみません。説明の前に、資料の訂正をお願いいたします。表題の議案番号が、議案第 56 号となっておりますが、53 号の間違いであり、53 号に訂正お願いしたいと思います。申し訳ありません。

それでは、議案第 53 号鳥取市景観形成条例の一部改正について説明いたします。付議案は

67 ページ～71 ページとなります。これは、景観法第8条第1項の規定に基づき定めた、鳥取市景観計画の改定を、令和8年3月末に行うことに伴い、鳥取市景観形成条例、及び、同施行規則に必要な事項を追加規定するため、一部改正について提案するものです。

一部改正の主な内容といたしましては、景観法 16 条に基づく届出対象行為となる特定工作物に、太陽光・風力発電設備などを追加します。これは、新築・増築等で、周辺景観を阻害しないよう、位置や外観などに関する行為制限の基準を追加規定するものです。

また、景観に配慮した建物などへの誘導が行えるよう、協議対象行為について、事前協議を義務づけます。これは、建築計画などに反映できる早期の段階から、建築主等と積極的に協議・調整を行うためです。

そのほか、協議対象行為について、規定に違反するときなどに、必要な措置を講ずるよう勧告し、勧告に従わない場合、その旨を公表できる規定や、景観形成審議会に専門部会を置くことができる規定を追加するものです。

資料の 32 ページ～39 ページには、条例の改正内容について、新旧対照表をつけております。

条例の改正後は、景観計画の改定と併せ、市民・事業者への周知を図ってまいりたいと思います。説明は以上です。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですかね。

このたびも訂正があったようですので、次回、気をつけてください。

**議案第 54 号鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（説明）**

◆加藤茂樹委員長 次に、議案第 54 号鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを説明ください。宮部課長。

○宮部 将建築住宅課長 建築住宅課、宮部です。議案第 54 号鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明いたします。資料 1 の 40 ページを御覧ください。付議案は 73～74 ページです。

老朽したマンションの建て替えをスムーズに進めるために制定されました、マンションの建て替え等の円滑化に関する法律が、マンションの再生等の円滑化に関する法律、令和8年4月1日施行となります、以下法律といいます、に改正されました。

このたびの条例改正は、法改正により、法律名の変更及び新たな条項が追加されたことに伴い、鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例、及び、鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例、以下条例といいます、で引用する法律の条項ずれなどが生じたため、所要の改正を行うものです。

法律では、国や地方公共団体に対しまして、老朽化マンションの売却などにより、居住を失った者の居住安定の確保を図るための措置を講ずるよう努めることとされているため、条例では、特定公共賃貸住宅及び市営住宅への公募によらない入居資格の特例を定めています。

資料の改正内容のイメージ図のように、これまでは、老朽化マンションを取り壊した上で、土地の売却をされたことにより住居を失った者を、居住安定確保の対象としておりましたが、法改正により、老朽化マンションを再生する選択肢が広がったため、対象を、老朽化マンションの売却及び取壊しにより住居を失った者とするものです。施行日は、令和8年4月1日としています。

なお、資料1の41ページから43ページにかけて、条例の新旧対照表を載せておりますので、後ほど御確認いただきますよう、お願いします。説明は以上です。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですかね。

#### 議案第63号市道の路線の認定について（説明）

◆加藤茂樹委員長 次に、議案第63号市道の路線の認定についてを説明ください。田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村です。市道の路線の認定について御説明させていただきます。付議案は93ページ～98ページとなります。資料1の44ページ、左の表を御覧ください。新規認定路線は7路線です。認定基準は、3条の4によるもので、開発行為による新規道路となります。

位置図につきましては、44ページの右から、46ページの赤い破線で示した路線となります。御確認ください。

提案理由、道路法第8条第2項の規定により、議決を得るためでございます。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですね。

#### 山陰近畿自動車道鳥取～覚寺間（通称：南北線）に係るアクセス道の都市計画手続きの予定について（説明・質疑）

◆加藤茂樹委員長 そうしましたら、続きまして、その他、報告事項に入ります。山陰近畿自動車道鳥取～覚寺間、通称南北線に係るアクセス道の都市計画手続の予定についてを説明ください。河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 都市企画課、河田です。資料1の47ページを御覧ください。山陰近畿自動車道鳥取～覚寺間、通称南北線に係るアクセス道の都市計画手続の予定について説明いたします。

南北線の都市計画手続につきましては、昨年7月に、県の都市計画審議会、予備審議になりますが、予備審議で、同年8月に、南北線に係るアクセス道について、本市の都市計画審議会の事前審議を開催し、続いて、9月には、都市計画案の公告・縦覧を行う予定としておりました。しかし、鳥取県のほうより、丁寧な住民説明が、引き続き必要と判断したとの連絡があり、

公告・縦覧を延期する方針が示されたことから、本市のアクセス道の都市計画案についても、併せて、公告・縦覧を延期しておりました。

先月の令和8年1月に、鳥取県より、住民の皆様の了解が得られたとして、公告・縦覧を開始する旨の連絡があり、市報2月号や、ホームページなどによる周知の上、本市が行うアクセス道についても、併せて、令和8年2月10日～24日まで、昨日までとなりますけれども、都市計画案の公告・縦覧を実施いたしました。

公告・縦覧期間中には、都市計画案に対する意見書の提出ができることになっており、昨日までに、市のアクセス道については、1件の意見書の提出がありました。意見書は、24日までの消印有効となっておりますので、今後、数日中は、若干増える可能性はあります。市のアクセス道に対する御意見としましては、アクセス道の完成が、地域内の周辺道路に与える交通への影響を心配しており、完成後においても、道路管理者・警察署が連携し、周辺道路への交通安全対策を進めてほしいというものでした。

都市計画決定に係る今後の予定ですが、今後、1か月程度で意見書の処理を行い、3月中下旬に、都市計画審議会の本審議を開催し、3月下旬から4月下旬にかけて、県は大臣協議、市は知事協議を行い、その協議回答を受けて、5月中には、都市計画決定の告示を行う予定としております。説明は以上です。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。いいですかね。

#### 都市再生推進法人の指定について（説明・質疑）

◆加藤茂樹委員長 そうしましたら、次に、都市再生推進法人の指定についてを説明ください。

河上補佐。

○河上大輔まちなか未来創造課課長補佐 まちなか未来創造課、河上でございます。都市再生推進法人の指定について御説明申し上げます。資料1の48ページのほうをお願いいたします。

都市再生推進法人の導入につきましては、昨日の水口議員の代表質問の中でも触れさせていただいておりますけれども、官民連携によるエリアマネジメントでありましたりとか、リノベーションまちづくりを今後推進していくために、鳥取県内で初めて、都市再生推進法人制度を本市の中心市街地区域に導入することといたしまして、本年1月16日より公募を行ってございました。このたび、鳥取銀行グループが1月に新設いたしましたまちづくり会社、株式会社とりぎん地域デザインパートナーズより申請がございまして、書類審査の上、適切と認められましたので、本市第1号の推進法人として、同社を指定することとなりましたので、御報告を行うものでございます。

この都市再生推進法人制度につきましては、都市再生特別措置法に基づきまして、地域のまちづくりを担います法人として、市町村が指定するものであります。市町村や民間デベロッパー等では十分に果たすことができない、まちづくりのコーディネートでありましたりとか、まちづくり活動の推進体制としての役割が期待されるところで、この推進法人は、国やMINT〇機構などの各種補助ですとか融資、また、税制特例等を活用しながら、遊休不動産や公共空

間の利活用などの事業が実施できるようになります。

このたび指定を行います、株式会社とりぎん地域デザインパートナーズ、こちら、鳥取銀行グループの100%出資の会社でございますけれども、こちらは、地域の発展・活性化に関する企画・開発・運営などを事業内容としてございまして、具体的には、鳥取駅周辺エリアの空き家・空き店舗の利活用の促進や、公共空間の活用、また、まちづくりに寄与するイベントの開催などを実施することになります。本市といたしましても、制度面などから支援を行いながら、官民連携して取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、本法人の指定につきましては、3月5日付での指定を予定してございまして、同日には、指定書の交付式を開催する予定としておりますので、併せて御報告させていただきます。都市再生推進法人の指定についての説明は、以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。よろしいですか。

#### 公用車の接触事故について（説明・質疑）

◆加藤茂樹委員長 そうしましたら、次に、公用車の接触事故についてを説明ください。田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村でございます。公用車の接触事故について御報告させていただきます。資料1の49ページを御覧ください。

これは、令和8年1月31日土曜日、午前4時頃、鳥取市扇町地内、市道扇町3号線において発生したものでございます。

事故の概要といたしましては、市道扇町3号線において、除雪車で除雪状況を確認中に、市道扇町3号線において、回転のためバックした際に、車両の後部が自動販売機に接触したものでございます。現在、示談交渉を行っているところでございます。

作業に当たっては、助手席に職員を同乗させ、安全確認をしっかりとっておりますが、再度、職員への安全管理の徹底を行い、再発防止に努めてまいりたいと思っております。申し訳ありませんでした。以上でございます。

◆加藤茂樹委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次御発言をお願いします。寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 事故の件はいいにしても、この公園、鉄道公園ちゅうのは、河川公園課ですかね、その辺、管理は。ここの分が、かなり利用される方、結構あるんですけどね、そこで苦情が、トイレが、もう老朽化して古くて、特に女性の方が、そこ利用されるときに困ってね、ふれあい会館に行きますっちゃん、何なりして、とつても、和式であつたりして、多目的みたいなんがあるけど、もう7月頃だったんですけどね、蚊がブンブン飛んできると、中に、部屋の、トイレのね、多目的の中にも、かなり老朽化しとるんで。この整備予定というのは、この、また場所が場所だけえ、ちょっとこのこと、担当課でちょっと聞きたいです。

◆加藤茂樹委員長 ちょっと公用車接触事故とは外れますけど、もし答弁ができるようであれば、簡潔をお願いします。徳田次長。

○徳田 剛次長兼河川公園課長 先般 12 月議会でも申し上げましたが、現在、公園の長寿命化の検討を行っておりますので、この後、一般質問でも、またいただいておりますけども、公園のトイレに限らず、屋外トイレというのは多々ございますので、今後、順次ちょっと計画の検討していきまして、なるべく多く利用されることから対応を考えていきたいと思っております。以上です。

◆寺坂寛夫委員 いいです。

◆加藤茂樹委員長 そのほかございますか。公用車接触事故については、よろしいでしょうか。  
（「はい」と呼ぶ者あり）

◆加藤茂樹委員長 以上で建設水道委員会を終了いたします。

午後 2 時 59 分 閉会

# 令和8年2月鳥取市議会定例会

## 建設水道委員会・予算審査特別委員会建設水道分科会

令和8年2月25日(水) 10:00～  
本庁舎6階 6-7, 6-8会議室

水道局 (10:00～)

### ----- < 建設水道委員会 > -----

#### 1. 議案【先議分】(説明・質疑・討論・採決)

議案第35号 令和7年度鳥取市水道事業会計補正予算(第3号)

#### 2. 議案【先議分以外】(説明)

議案第56号 鳥取市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

### ----- < 予算審査特別委員会建設水道分科会 > -----

#### 1. 議案(説明)

議案第19号 令和8年度鳥取市水道事業会計予算

議案第20号 令和8年度鳥取市工業用水道事業会計予算

下水道部 (水道局終了後)

### ----- < 建設水道委員会 > -----

#### 1. 議案【先議分】(説明・質疑・討論・採決)

議案第23号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算(第8号)【所管に属する部分】

議案第36号 令和7年度鳥取市下水道等事業会計補正予算(第3号)

#### 2. 議案【先議分以外】(説明)

議案第55号 鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

#### 3. 報告

報告第3号 専決処分事項の報告について

### ----- < 予算審査特別委員会建設水道分科会 > -----

#### 1. 議案(説明)

議案第6号 令和8年度鳥取市一般会計予算【所管に属する部分】

議案第21号 令和8年度鳥取市下水道等事業会計予算

----- < 建設水道委員会 > -----

1. 議案【先議分】(説明・質疑・討論・採決)

議案第 23 号 令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算 (第 8 号) 【所管に属する部分】

議案第 24 号 令和 7 年度鳥取市土地区画整理費特別会計補正予算 (第 1 号)

2. 議案【先議分以外】(説明)

議案第 53 号 鳥取市景観形成条例の一部改正について

議案第 54 号 鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 63 号 市道の路線の認定について

3. その他

- ・山陰近畿自動車道 鳥取～覚寺間 (通称：南北線) に係るアクセス道の都市計画手続きの予定について
- ・都市再生推進法人の指定について
- ・公用車の接触事故について

----- < 予算審査特別委員会建設水道分科会 > -----

1. 議案 (説明)

議案第 6 号 令和 8 年度鳥取市一般会計予算 【所管に属する部分】

議案第 7 号 令和 8 年度鳥取市土地区画整理費特別会計予算